

# 千葉県報

号外  
令和6年8月30日

## 主要目次

- 規則
- 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則
  - 千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則
  - 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
  - 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

## 規則

千葉県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第五十四号

#### 千葉県事務委任規則の一部を改正する規則

千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ホ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

#### 附則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県規則第五十五号

#### 千葉県恩給条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県恩給条例施行規則（昭和二十八年千葉県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十九号中「第30条の8」を「第30条の6第4項」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

### 千葉県規則第五十六号

#### 生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成二年千葉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（進学・就職準備給付金申請書等）」に改め、同条第一項中「進学準備給付金申請書」を「進学・就職準備給付金申請書」に改め、同条第二項中「進学準備給付金支給決定通知書」を「進学・就職準備給付金支給決定通知書」に改め、同条第三項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第三項中「進学準備給付金支給申請却下通知書」を「進学・就職準備給付金支給申請却下通知書」に改める。

別記第二十九号様式を次のように改める。

千葉県知事 熊谷 俊人

第二十九号様式(第十条第一項)

進學・就職準備給付金申請書

健康福祉センター長 様

申請者 住所又は居所 氏 名  
(進学する者又は就職する者)

進学・就職準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

|                                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世帯主の氏名                                             |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 申請者の生年月日                                           | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                           |
| 進学先又は就職先<br>(大学等名、会社名等)                            |                                                                                                                                                                                                                                 |
| 進学後又は就職後の居住先<br>(該当する□にレ印を付けてください。)                | <input type="checkbox"/> 進学前又は就職前の住居と同じ<br><input type="checkbox"/> 転居により進学前又は就職前と異なる住居に住居(居住(予定)地を記載してください。)<br><div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin: 10px 0;"></div> |
| 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するため必要な収入を得ることができると見込まれる理由 |                                                                                                                                                                                                                                 |

添付書類

- 1 進学・就職準備給付金の振込先（進学する者又は就職する者の口座に限る。）の預金通帳等の写し（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）
- 2 進学の場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 入学手続に着手していることが確認できる次のいずれかの書類
    - ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
    - イ 入学金の延納（進学後に納付することという。）を申請した書類の写し
    - ウ 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書又は進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
  - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
  - (3) その他支給決定に当たり必要な書類
- 3 就職の場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 就職する見込みであることが確認できる次のいずれかの書類
    - ア 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
    - イ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
    - ウ その他確実に就職先に就職することを証する書類
  - (2) 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
  - (3) その他支給決定に当たり必要な書類

注 上記2又は3の書類を申請時に準備できない場合には、進学する学校の合格通知書又は就職先の内定通知書及び貸付借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、入学するまで又は就職するまでに、これらの書類を改めて提出してください。

別記第三十号様式中「進学準備給付金支給決定通知書」や「進学・就職準備給付金支給決定通知書」より「進学準備給付金」や「進学・就職準備給付金」より「進学準備給付金」や「進学・就職準備給付金」を改める。

附  
則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月三十日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第五十七号

## 千葉県県営住宅設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県営住宅設置管理条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二を削る。

第一条の三第一項中「第五条第一項第二号イ(1)」を「第五条第一項第一号イ(1)」に改め、同項第一号中「前条第二号イに規定する」を「身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級又は二級に該当する程度

第一条の第三第二項中「第五条第一項第二号イ(1)(2)」を「第五条第一項第一号イ(1)(2)」に、「前条第三号に規定する」を「恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症に該当する」に改め、同条を第一条の二とする。

第二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 条例第五条第一項第五号に規定する婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又は同号に規定する親族に準ずる者として知事が定めるものがある場合は、当該事実を証明するに足りる書類

第二条第二項第六号中「第一条の二に規定する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 条例第五条第一項第一号イ(イ)(2)から(5)までに規定する者

|                                          |  |                                          |  |
|------------------------------------------|--|------------------------------------------|--|
| ロ 条例第八条第一項第三号及び第四号に規定する者                 |  | 読み替えて準用する場合を含む。）又は第十条の二（配偶者暴力防止等法第二十八    |  |
| ハ 第三条の三第三号から第五号までに規定する者                  |  | 条の二において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令    |  |
| ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定に    |  | の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過して    |  |
| より同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童（以下「委託児童」とい    |  | ないもの                                     |  |
| う。）                                      |  | 五 犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第六十一号）第二条第二項に規定する犯罪   |  |
| 第三条の二中「第一条の二第二号に規定する障害の程度」を「次の各号に掲げる障害の  |  | 被害者等（前号に該当する者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの        |  |
| 種類に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。       |  | イ 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつたと認められる者   |  |
| 一 身体障害 第一条の二第一項第一号に規定する程度                |  | ロ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該   |  |
| 二 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定す  |  | 住宅に引き続き居住することが困難となつたと認められる者              |  |
| る一級から三級までのいずれかに該当する程度                    |  | 第六条第一項第三号中「第五条第一項第二号イ」を「第五条第一項第一号イ」に改め   |  |
| 三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度             |  | る。                                       |  |
| 第三条の三第一号を次のように改める。                       |  | 第十八条第二項の表第一条の二の項及び第一条の三の項を次のように改める。      |  |
| 一 条例第五条第一項第一号イ(1)(2)、(3)又は(5)に規定する者      |  | 第一条の二第二項                                 |  |
| 第三条の三中第三号を第七号とし、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加え  |  | 第一条の二第二項                                 |  |
| る。                                       |  | (1)(2)                                   |  |
| 二 委託児童を養育する者                             |  | 条例第五条第一項第一号イ                             |  |
| 三 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又 |  | (1)                                      |  |
| は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配   |  | 条例第三十四条第一項におい                            |  |
| 偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する   |  | て準用する条例第五条第一項                            |  |
| 支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する   |  | 第一号イ(1)(2)                               |  |
| 法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百七十七号）附則第四条第一項に規定  |  | て準用する条例第五号第一項                            |  |
| する支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関   |  | 第五号                                      |  |
| する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十六号。以下「平成二十五年改  |  | 第二条第二項第六                                 |  |
| 正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平   |  | 号イ                                       |  |
| 成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後   |  | 条例第五条第一項第一号イ                             |  |
| の自立の支援に関する法律による支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項   |  | (1)(2)から(5)まで                            |  |
| の支援給付を含む。）を受けている者                        |  | て準用する条例第五号第一項                            |  |
| 四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十  |  | 第一条第二項第六                                 |  |
| 一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者又は配   |  | 号ロ                                       |  |
| 偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手から暴力を受けた者で、   |  | 条例第八条第一項第三号及                             |  |
| 次のいずれかに該当するもの                            |  | び第四号                                     |  |
| イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号（配偶者暴力防止等法第二十八条の二に   |  | 第十八条第二項の表第三条の三の項中「第三条の三」を「第三条の三各号列記以外の部  |  |
| おいて準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五    |  | 分」に改め、同項の次に次のように加える。                     |  |
| 条（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に    |  | 第三条の三第一号                                 |  |
| よる保護が終了した日から起算して五年を経過していない者              |  | (1)(2)、(3)又は(5)                          |  |
| ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において   |  | 条例第三十四条第一項におい                            |  |
| て                                        |  | て準用する条例第五号第一項                            |  |
|                                          |  | 第一号イ(1)(2)、(3)又は(5)                      |  |
|                                          |  | 第十八条の六中「第二項第六号」を「第二項第六号イからハまで」に改め、同条の表第  |  |
|                                          |  | 二条第二項第五号の項中「第二条第二項第五号」を「第二条第二項第四号」に改め、同項 |  |

の次に次のように加える。

|            |             |                                           |
|------------|-------------|-------------------------------------------|
| 第二十条第二項第五号 | 条例第五条第一項第五号 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五十年法律第五十二号）第三条第四号イ |
| 同号         |             | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五十年建設省令第十六号）第  |

第十九条第二号中「現に同居し、若しくは」を「地域特別賃貸住宅において」「親族」を「親族等」に改める。  
第二十二条中「第二項第六号」を「第二項第六号イからハまで」に改め、同条の表第二十条第二項第五号の項中「第二十条第二項第五号」を「第二十条第二項第四号」に改める。  
附則第四項及び第五項を削る。  
別記第一号様式その一中

一条第一号

|      |          |        |                                                                                                                                                      |                |
|------|----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 申込区分 | 1 特別割当住宅 | 1 老人世帯 | 2 障害者世帯                                                                                                                                              | 3 公開抽選4回以上落選世帯 |
|      | 2 一般住宅   | 1 一般世帯 | 1 母子世帯<br>2 父子世帯<br>3 配偶者から暴力を受けている被害者世帯<br>4 引揚者世帯<br>5 老人世帯<br>6 障害者世帯<br>7 成田国際空港騒音対策区域内居住世帯<br>8 単身者<br>9 都市機構建替世帯<br>10 公開抽選4回以上落選世帯<br>11 多子世帯 |                |
|      |          | 2 特枠世帯 |                                                                                                                                                      |                |

を

|      |          |                |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |
|------|----------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 申込区分 | 1 特別割当住宅 | 1 60歳以上の者がいる世帯 | 2 障害者世帯                                                                                                                                                                                                                                                                       | 3 公開抽選4回以上落選世帯 |
|      | 2 一般住宅   | 1 一般世帯         | 1 引揚者世帯<br>2 母子世帯<br>3 父子世帯<br>4 障害者世帯<br>5 60歳以上の者がいる世帯<br>6 18歳未満の子がいる世帯<br>7 成田国際空港騒音対策区域内居住世帯<br>8 公開抽選4回以上落選世帯<br>9 戦傷病者世帯<br>10 原子爆弾被爆者世帯<br>11 ハンセン病療養所入所者等世帯<br>12 里親に委託されている児童がいる世帯<br>13 生活保護受給者等世帯<br>14 DV被害者世帯<br>15 犯罪被害者等世帯<br>16 都市機構建替世帯<br>17 福島避難解除区域等居住世帯 |                |
|      |          | 2 特枠世帯         |                                                                                                                                                                                                                                                                               |                |

に改

める。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県

購読申込先

〇四三（二二三）二六五八